

令和4年4月28日

担当課	感染症対策室 (内容の問い合わせ)
担当者名	辰田、眞崎、本土
電話番号	直通：095-895-2466 内線：4682、5981

## 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)の診療体制について

新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終了した後、感染性は消失したにもかかわらず、明らかな原因がなく、全身倦怠感、息切れ、思考力や記憶への影響などの症状(以下、「後遺症」という。)が長引く方がおられます。

このような悩みを抱える方からの相談・診療に対応するため、下記のとおり診療体制を確保いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 対応医療機関

##### ① 一次医療機関

県内のかかりつけ医及び最寄りの医療機関にご相談してください。

##### ② 二次医療機関

一次医療機関で対応困難な場合、地域医療支援病院及び離島の長崎県病院企業団病院が症状に応じた専門診療科で対応します。

※②を受診するためには、一次医療機関からの紹介状が必要です。

##### ③ 三次医療機関

二次医療機関で対応困難な場合、更に高次医療機関として専門診療科で対応します。

※③を受診するためには、二次医療機関からの紹介状が必要です。

#### 2. 相談・診療の主な流れ

別紙のとおり

#### 3. 相談窓口

受診・相談センター

電話番号：0120-071126

※当センターでは、罹患後症状(後遺症)の一般的な相談に対応しておりますが、受診する医療機関は案内していません。まずは、かかりつけ医及び最寄りの医療機関へご相談ください。

# 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)外来医療体制の概要図

